

# 支部運営規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本精神科看護協会（以下「本協会」という。）の定款第49条に規定する本協会の都道府県支部の運営について定める。定款に定めのない支部運営に関する事項は本規則による。

(支部の名称)

第2条 各都道府県支部は、それぞれ一般社団法人日本精神科看護協会都道府県支部を名乗る。

(支部規約等の規定)

第3条 都道府県支部は、一般社団法人日本精神科看護協会の定款や諸規程・諸規則、法令に反しない限り、理事会の承認を得て、支部規約、支部における表彰規程、支部における慶弔金支出規程を設定することができる。

(支部長の業務)

第4条 定款第51条第1項に規定する支部運営の責任者たる支部長は、理事会が決定する次の業務を行う。

- (1) 支部・地域における継続事業及び相互扶助事業の実施
- (2) 支部所在協会財産の管理及び支部資金の出納
- (3) その他、理事会が執行を決めた業務

(支部業務の推進者)

第5条 支部長は、支部の事業及び業務推進のため、副支部長、事務局長、会計部長、教育委員長、代議員選挙管理委員のほか、各業務実施委員会の委員長及び副委員長、分会代表者、分会世話人、支部幹事、支部顧問、事務職員等、業務推進に必要な役割の者を任命できる。支部長が任命する者の総数は、3名を下回ってはならない。

- 2 支部長は、副支部長、事務局長、会計部長の任命に際しては、そのうち最低1名を、前任の支部長、副支部長、事務局長、会計部長のうちから任命しなければならない。
- 3 支部長は自らが任命した者について、会員番号と連絡先を明らかにした名簿を理事会に提出しなければならない。

4 理事会は、支部長が支部長としての業務が行えない状態となった場合には、後任の支部長が決まるまでの間、副支部長が（副支部長が複数いる場合には最年長の副支部長が）支部長の業務を代行するよう命じることができる。また、支部長の業務を代行すべき副支部長も業務が行えない場合は、事務局長が支部長の業務を代行するよう命じることができる。

（全国支部長会議の開催）

第6条 理事会は、全国支部長会議、若しくは地区支部長会議を年1回以上開催しなければならない。この会議には、理事会が支部長のみの出席を求める場合には支部長、理事会が2名以上の者の出席を求める場合には支部長の他に副支部長、事務局長、会計部長の中から支部長が選んだ計1名以上が出席しなければならない。支部長が出席できない場合には、代理の者の出席を認める。

（全国支部長会議の決議）

第7条 全国支部長会議、若しくは地区支部長会議で決議を行うことはできない。

（支部顧問）

第8条 支部長は、助言を求めることができる支部顧問3名以内を、支部長、副支部長、事務局長、会計部長の経験者から任命できる。支部顧問は、既に本協会を退会した者でも差し支えない。支部顧問は、支部長、副支部長、事務局長、会計部長らが開く連絡会議などに年3回程度出席して意見を述べる他、支部長、副支部長、事務局長、会計部長・教育委員長等の各委員長から助言を求められた場合はそれに応え、必要な情報を提供するものとする。

（近隣支部との会合開催）

第9条 支部長は、近隣支部との業務遂行の利便性を図るために会合の開催を理事会に請求することができる。理事会で指名された業務執行理事は、この会合に必要に応じて出席することができる。

（支部運営に関する公聴会）

第10条 支部運営にトラブルが生じた場合、一方あるいは双方の当事者は、理事会が指名した担当の業務執行理事が主催する公聴会を開催するよう代表理事に請求することができる。この公聴会には、当事者の双方が出席して、意見を述べることができる。

2 前項の規定により公聴会に出席した業務執行理事は、理事会に公聴会での双方の主張を報告し、必要に応じて適切な措置をとるよう議決を求めることとする。

(支部の会計)

第11条 支部の会計は、支部ごとに区分して行うものとする。

(支部の出納)

第12条 支部の会計責任者は、協会の指示に沿った出納を行わなければならない。

(改廃)

第13条 本規則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則1. 地区の名称及び範囲を次のようにする。

- (1) 北海道・東北地区 北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県
- (2) 関東甲信越地区 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県
- (3) 東海北陸・近畿地区 静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- (4) 中国・四国地区 岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、高知県、愛媛県、徳島県
- (5) 九州・沖縄地区 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

附 則2. 本規則は、一般社団法人日本精神科看護協会の登記の日から施行する。

令和4年6月17日 第5条 一部改正